## ○総務省令第六十一号

水 防法等 の 一 部を改正する法律 (平成二十七年法律第二十二号) 及び国家戦略 特別区域法及び構造改革特

別区 域 法  $\mathcal{O}$ 部を改 Î する法律 平 成二十七年法律 第五十六号)の施 行に伴 V) 並 び に 地 方税 法 (昭 和 <u>-</u> 十

五年 法律第二百二十六号) 及び 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) の規定に基づき、 地 方

税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地 方税法: 施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二十二第一 項第二号イ中 「第二十五条の十」 を「第二十五条の十八」に改める。

附 則第六条第六十四 項 中 「第三条第二項」 を 「第三条第四項」 に、 「同条第三項」 を 「同条第五項」 に、

「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二十二第一項第二号イの改正規定は、 (平成二十七年法律第二十二号) 日から施行する。 水防法等

の施行の

∅–

部を改正する法律